附則第十二条の二の三第三項中「前条第二項又は前項」を「前項又は附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第四項を次のように改める。

4　第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び前項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「前条第三項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「前条第三項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第五項から第八項までを削る。

附則第十二条の二の五第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「（附則第十二条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　附則第十二条の二の三第二項に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

二　附則第十二条の二の五第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4　道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第六項において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

5　路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の五第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一　基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二　公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

6　道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一　基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二　公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

三　高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。